

仕 様 書		
残飯処理（別府）	要 求 年 月 日	令和6年1月26日
	作 成 部 隊 等 名	別府駐屯地業務隊糧食班
	作 成 者	2尉 山 滝 高 広

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊別府駐屯地食厨房から排出される残飯等の回収処理について適用する。

2 場 所

陸上自衛隊別府駐屯地

大分県別府市大字鶴見4548-143

3 用語の定義

(1) 官側

陸上自衛隊別府駐屯地業務隊補給科糧食班に所属し、給食業務に従事する隊員

(2) 契約相手方

残飯回収業者役務の受託者

4 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 役務内容

- (1) 回収する残飯の種類は、残飯及び残菜等とする。別紙：「残飯排出予定数量」
- (2) 回収は、1日1回午後2時から3時を基準、または、官側が示す日とする。
- (3) 回収は、官側立会のもと、残飯等の重量をその都度行う。
- (4) 回収時は、積み残しがないように十分注意を払うこと。
(一度に回収ができない場合は、再度回収に来ること。)
- (5) 回収時、万一事故が発生した場合、官側はその責任を一切負わないものとする。

6 その他

細部については、契約担当官または官側と調整のうえ実施するものとする。